

■ Article ■

外貨建貸付残債権の放棄と所得税法51条4項の資産損失該当性

東京地裁令和4年7月14日判決（令和2年（行ウ）第195号 所得税更正処分等
取消請求事件）

裁判所HP

大阪経済大学経営学部講師 山本 直毅

【事実の概要】

原告Xは、平成23年8月頃、船舶取引を仲介するB社の担当者から外国籍船舶の維持管理の説明を受け、本件船舶を3500万ユーロで購入し、英国領バージン諸島にA社を設立して全ての株を所有した。

Xは、A社に対し、平成23年8月9日から平成26年4月17日まで38回にわたり、合計3992万6350ユーロ余りの各金員をXのユーロ建預金口座からA社の預金口座に送金する方法によって貸付け（以下、「本件各貸付債権」又は「本件貸付金」という。）、取引年月日の為替相場に基づき円換算額と原資であるユーロ建預金口座の円換算額との差額分の為替差損益が発生した。A社の財務諸表には、本件各貸付けは、無担保かつ無利息であり、A社が十分な資金を有するまでは返済を求められることがない旨の注記がある。A社は、3500万ユーロを本件船舶の購入代金に、残額を維持管理費用等に充てた。

Xは、本件船舶に一度だけ乗船して平成24年2月にB社を通じて売却を決め、A社は、平成26年4月29日、本件船舶を2965万米国ドルで売却した。同価格を同日の為替相場のユーロに換算すると2145万7430ユーロ（購入価格である3500万ユーロの61.31%相当）である。

A社は、当該売却代金から一定の費用を除いた額（平成26年5月1日に2764万1560米国ドル、同月8日に25万8390（合計2789万9950）米国ドル）を、それぞれXの外貨建預金口座に振り込み本件各貸付債権の本件各弁済に充てた。Xは、同1日に7億600万円余り、同8日に657万円（合計7億1258万円）余りの為替差益を得た。

Xは、A社に対し、平成26年12月1日付の書面で、同年10月31日時点における本件各貸付債権の残債権合計1989万8924ユーロ余りの本件貸付残債権を放棄する旨通知し、翌日、本件各弁済に自らの外貨建預金口座の金額を加えた2790万米国ドルを日本円に交換し、為替差益を得た。

Xは、平成26年分の所得税等につき本件各貸付け及び本件各弁済に係る為替差益を雑所得等として申告しなかった。処分行政庁Yは、平成26年分の所得税等につき、外貨建取引による為替差益に係る雑所得の金額等が申告されていないとして、本件更正処分等をした。Xは、所得税法（以下、「法」という。）51条4項に基づき本件貸付残債権の放棄で生じた損失を雑所得の金額の計算上必要経費に算入ことができると主張して、再調査の請求及び審査請求をしたが棄却された

ため、上記処分等の取消しを求めた。

【判旨】

請求棄却。

「法 51 条 4 項は、『雑所得を生ずべき業務の用に供される資産』（業務供用資産）……を定めるところ、ここでいう『業務』とは、規模、継続性等の点で、事業と称するに至らない程度の独立的営利活動をいう。そして、ここでいう独立的営利活動が認められるためには、単に主観的に利益を得る目的を有しているだけでは足りず、客観的にみて利益の発生を期待し得る活動をしていることが必要である」。

「本件各貸付けについては、財務諸表の上記注記のとおり、無担保かつ無利息であり、Xは同社が十分な資金を有するまで弁済を求めない旨の合意が成立していたと認められる。」

「実際にも……、本件船舶はユーロ換算にして購入価格の6割程度の価格で売却するに至ったものであるから、本件各貸付けの時点において、本件貸付金によって購入し維持管理した船舶を、本件貸付金を上回る価格で転売して利益を得ることは、客観的には極めて困難な状況であったことが認められる。」「本件各貸付けについては、利息による利益獲得の営利性を認めることはできない。」

「Xは、同社に対して本件船舶の購入資金及び維持管理費用として本件各貸付けを行ったものと認められ、貸付けによって為替差益を得る旨企図していたことをうかがわせるに足りる証拠はない。」「Xは、平成25年及び平成26年の各貸付け並びに本件各弁済の際に為替差益を得ているが……、いわば偶発的に利益を得たものとみられるのであって、これをもって、本件各貸付け等が営利性を有するものであったと直ちに認めることはできない。」

法 51 条 4 項の『（雑）所得の基因となる資産』（雑所得基因資産）……との文言は、一定の時点において現に所得を発生させ、又は将来発生させ得るといった点に着目した文言ではなく、所得を発生させる原因となるという当該資産の性質について定めた文言とみるのが文理上自然である。」「雑所得基因資産とは、その性質上雑所得を発生させる原因となる資産を意味するものと解するのが相当である。もっとも、当該資産の抽象的性質からは雑所得を発生させる抽象的な可能性を有する資産であっても、当該資産の客観的性質に照らして雑所得を発生させる具体的可能性がない場合には、当該資産に『基因して』雑所得が発生する可能性がないのであるから、雑所得基因資産に当たらないものというべきである。」

「外貨建債権の為替差益の場合は、当該債権の内容、発生原因ないし経緯、債権者と債務者との関係等の客観的事情に照らして、弁済による為替差益等の雑所得が発生する具体的可能性の有無を検討すべきである。」

「本件各貸付債権は、本件船舶が売却されるまでは、弁済期及び弁済を受けられる範囲が確定していなかったものであるから、弁済による為替差益発生 of 具体

の可能性があったとはいえず、本件船舶が売却された時点で初めて、その売却代金の限度で弁済を受けて為替差益が発生する具体的可能性が生じたものであり、同限度を超える部分、すなわち本件貸付残債権については、当初から上記弁済時点まで一貫して弁済を受ける具体的可能性がなかったものと認めるのが相当である。」

【解説】

1. 本判決の意義

本事案の争点は、雑所得の計算上、必要経費に算入できる資産損失を定める法51条4項の資産に本件貸付残債権が該当するか否か、及び本件債権放棄によりXに同項の規定する損失が生じたか否かである。具体的には、前者の本件貸付残債権が①同項の「雑所得を生ずべき業務の用に供される資産」(業務供用資産)に該当するか否か、及び②同項の「雑所得の起因となる資産」(雑所得基因資産)に該当するか否かである。

裁判所は、同項の要件充足性の判断に当たり、資産要件と損失存在要件の2段階で構成し、資産要件を業務供用資産及び雑所得基因資産に分けて順次検討し、いずれかの資産要件が肯定される場合に、損失存在事由該当性を判断する枠組みを採用している。

本判決は、法51条4項の「雑所得を生ずべき業務の用に供され又はこれらの所得の基因となる資産」要件を、それぞれ文理解釈し、業務供用資産及び雑所得基因資産該当性の判断基準を明らかにしたことに意義がある。

2. 本判決の位置づけ

所得税法第三目は、第51条各項に定める各種所得が生ずべき事業、業務又はその所得に関連する資産損失の必要経費算入について規定する。法の目的は、個人の実質的な担税力の増加に応じた課税を実現することにある。同法の課税物件は、課税所得であり(法7条)、各種所得の計算上、純所得として構成される(法36条及び37条等)。純所得を構成する必要経費の概念は、「収入金額の獲得のために投下された費用の総称」¹を意味する。当該控除の意義は、資本主義経済における拡大再生産の見地から原資の維持の要請を満たすことにあり²、「投下資本の回収部分に課税が及ぶことを避けることに」³ある。個人の担税力を増加させる経済的利得のうち、課税対象たる収入を限定し、個人の担税力を減殺する効果を有する。

本事案で問題となった法51条4項は、その他の同条各項と異なり、法により必要経費への算入限度額が定められている。事業と業務の区別、雑損控除等の括弧書きの除外及び当該限度額の設定を除けば、損失額の算定の基本構造について、同項は、同条1項又は2項と同一性を有する。

請求人の不動産所得の起因となる資産の取壊しにより生じた損失の必要経費算

入につき、当該不動産の貸付けが同1項の事業供用資産に該当するか、同4項の業務供用資産に該当するかを争点とした事例⁴では、社会通念上、事業と称するに至る程度のものとは認められないと判示して同4項を適用する。

同4項の損失存在事由の有無を争点とした事例⁵では、証書等による貸付債権につき、納税者が、連帯債務者らに対して口頭で債権放棄の意思表示をし、又は破産法人の自己破産申立書に納税者の債権が記載されておらず、破産債権の届出をしなかったとの主張に対し、裁判所は、納税者の供述は採用できず、また破産債権の届出をしないことが債権放棄を意味しないと判示して請求を棄却した。

また、不動産賃貸業を営む納税者が、相続税の納付のために物納すべく土地上の建物を取壊して更地にするに伴って支出した契約解除の損害金等が、同1項に該当するか否かを争点とした事例⁶では、同項の括弧書きによる資産の譲渡の除外の趣旨は、資産の譲渡に係る損失は法33条3項の譲渡費用として譲渡所得算定で控除されるため、同51条1項の資産損失の対象とならない⁷ことを明らかにすることにあると解釈した。同4項の括弧書きと同一の文言が使用されているから、同一の意味内容を示すものと解される。

各条項間の同一性に基づいて敷衍できるならば、損失存在事由については、債権の貸倒れの意義について判示した名古屋高裁平成4年10月21日判決⁸の基準が妥当する可能性がある。しかし、本事案では、弁済期等の合意もなく、本件貸付け及び残債権の放棄が、客観的に業務上必要であるか否か、そして不可避免的損失であると認められるか否かが肯定されなければならないが、その可能性は乏しい⁹。

本判決は、法51条4項の資産性要件を文理解釈し、その認定基準を示した。本事案と同一の論点が争われた事例は筆者のみる限りでは他に見当たらない。そうすると、本判決は、同項の資産性要件該当性の基準を明示したリーディングケースといえよう。

3. 資産損失の意義と同規定の位置づけ

一般的に、資産損失は、資産が被った又は資産に生じ（加えられ）た財産的損失¹⁰をいう。最広義には、「資産の価値の全部又は一部の絶対的喪失で時の経過と無関係に生ずるもの」¹¹とされる。また、包括的所得概念を敷衍して、「すべての経済価値の減少」¹²が、所得計算上の担税力の減少要素として控除されなければならないが、制度上、実現損失¹³等の一定の損失を控除しうるものとして規定していると説明される。

履行期の到来した事実上の回収可能性の乏しい利息・損害金債権が、旧法10条1項にいう「収入すべき金額」に該当するか否かを争点とした事例¹⁴では、裁判所は、法51条2項は、同規定立法前の実務は、特別の規定がないために、固定資産の除却損等の損失を必要経費に含められなかったため、その取扱いを緩和する運用をしていたから、同項は、事業上の貸倒損失等が事業遂行上の不可避免的損

失であることを考慮し、救済する趣旨を確認した規定であると位置づける。また、「所得の獲得に直接関与しない資産の損失であつても、その損失が予期されない異常なものであるときは、その資産の所有者の担税力を減殺するという観点から、これを調整するため、その者の所得から特別に控除」¹⁵し、特別に課税上配慮を加えることが、担税力に応じた公平な課税を実現するとして、資産損失規定の趣旨を明らかにする。学説も、「納税者の資産に加えられた損失は、納税者の担税力を減少させる」¹⁶と述べている。

法37条1項は、必要経費の原則規定であるが、個人の有する資産が被った財産的損失の算入について定めていない。本事案で争点となった法51条は、所得税法の建付け上、損失算入の存在を観念しない必要経費規定の別段の定めとして位置づけられる¹⁷。これに対して、損失概念が費用概念から完全に峻別されておらず、法37条1項の費用概念に損失を読み込み、同項の別段の定めではなく、補充的規定であるとする見解もある¹⁸。しかし、必要経費の関連規定（法45条）から、趣旨解釈を展開して法51条の適用範囲を限定していくと、個人の生活上の消費が除外されていくため、資産損失規定の趣旨を阻害する可能性がある。

法51条4項の業務供用資産に係る業務概念について、法は、事業を含む広い意味で用いる場合と、狭い意味で用いられていることを指摘し¹⁹、業務と事業の区別につき、個人の経済的活動の規模及び態様が、社会通念上、いずれに該当するかで判断すべきであり、所得区分の観点から、「『業務』とは常に広い意味で所得を生じる経済活動全般を指すが、『事業』に関する特則があればそれが優先的に適用される」²⁰との見解が示されている。

一方で、同項の雑所得基因資産の資産損失については、資産該当性が肯定され、異常かつ不可避的損失であることを満たせば、その資産の所有者の担税力を減殺するという観点から、際限なく適用範囲が広がる可能性もある。これは、バスケットカテゴリーである雑所得区分であるがゆえに生ずる問題といえる。

【検討課題】

- ①法51条の資産概念の範囲。
- ②法51条4項の損失存在要件又は発生事由は何か。
- ③損失発生事由が災害又は盗難若しくは横領によって生じた場合に、法51条と法72条のいずれを優先適用すべきか（所基通72-1）。

以上

- 1 碓井光明「所得税における必要経費」租税3号63頁(1975)。増田英敏『紛争予防税法』141頁(TKC出版、2015)参照。
- 2 金子宏「租税法における所得概念の構成」同『所得概念の研究』14頁(有斐閣、1995)。
- 3 金子宏『租税法〔第24版〕』320頁(弘文堂、2021)。
- 4 国税不服審判所平成13年4月26日裁決事例集61集118頁。
- 5 津地判平成8年5月13日税資216号337頁。
- 6 東京地判平成12年5月30日裁判所HP。
- 7 渋谷雅弘「譲渡損失」日税研論集47号155頁(2001)。
- 8 名古屋高判平成4年10月21日行集43巻10号1260頁。
- 9 東京高判平成17年2月9日税資255号順号9930。
- 10 田中治「資産損失」日税研論集31号71頁(1995)。増井良啓「所得税法上の純損失に関する一考察」日税研論集47号65頁(2001)は、法技術的概念として純損失を定義し、損失を「マイナスの所得」(同78頁)として検討する。
- 11 藤田良一「所得税法上の資産損失制度に関する一考察」税大論叢13号106頁(1979)。
- 12 金子宏「序説・所得税における損失の取扱い」日税研論集47号3頁(2001)。
- 13 東京高判平成23年10月6日訟月59巻1号173頁。
- 14 最判昭和47年12月22日集民107号455頁。
- 15 税制調査会「昭和36年12月税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明」552頁(1961)。
- 16 金子・前掲注(3)326頁。
- 17 武田昌輔監修『DHCコンメンタール所得税法』3972頁(第一法規、加除式)、佐藤英明『スタンダード所得税法〔第3版〕』224頁(弘文堂、2022)、東京高判平成23年10月6日・前掲注(13)。
- 18 酒井克彦「所得税法上の資産損失と必要経費—所得税法51条は同法37条の『別段の定めか』—」新報123巻11・12号84頁(2017)。
- 19 佐藤・前掲注(17)244頁。
- 20 佐藤・前掲注(17)245頁。